

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年11月24日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時22分 散会

付託事件

- (1) 令和5年請願第3号, 令和5年陳情第9号, 令和5年陳情第12号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願・陳情審査

- ① 令和5年請願第 3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書
- ② 令和5年陳情第 9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情
- ③ 令和5年陳情第12号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情

(2) 報告事項

- ① 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて（こども政策課）
- ② 水戸市女性自立支援施設基準に関することについて（子育て支援課）
- ③ 水戸市国民健康保険税に関することについて（国保年金課）

(3) その他

2 出席委員（7名）

委員長	後 藤 通 子 君	副委員長	藤 澤 康 彦 君
委員	中 庭 由 美 子 君	委員	マ ー サ ー 川 又 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	鬼 澤 真 寿 君
委員	黒 木 勇 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
福祉部長兼 福祉事務所長	小 林 秀 一 郎 君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長	田 中 誠 一 君
福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	平 澤 健 一 君	福祉総務課長	櫻 井 学 君

生活福祉課長	國井敦男君	障害福祉課長	土屋勝君
高齢福祉課長	小林かおり君	介護保険課長	高橋慎一君
こども部長兼福祉事務所担当所長	野口奈津子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	大久保克哉君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	小川佐栄子君	保健所長	土井幹雄君
保健医療部保健所参事	大曾根明子君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長	和田英嗣君	教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	小川邦明君
教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長	林栄一君	総合教育研究所長	瀧健一君
学校管理課長	山田規生君	学校保健給食課長	相沢秀幸君
生涯学習課長	湯澤康一君	教育研究課長	安田理恵君
6 事務局職員出席者			
議事課長補佐	綱島卓也君	書記	檜原和則君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、土井保健所長が忌引のため欠席との連絡がございましたので、報告をいたします。

この際、御報告をいたします。本日一般傍聴人5名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○後藤委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願陳情審査を行います。

(1)の令和5年請願第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この請願第3号について賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

健康保険証の廃止、今、私の周りでも、この紙の健康保険証を残してほしいという希望がありまして、来年の秋に廃止ということを政府は言っていますが、ぜひとも今使っている健康保険証をこのまま使いたいという話も、私のほうにありました。ぜひともこの意見書を政府に送付することを、私は求めます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「継続で」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 継続という声もありましたので、継続審査とすることでいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で令和5年請願第3号についての審査を終了いたします。

次に、(2)の令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 第9号ですが、私はこの小学校給食費無償化、もちろん賛成ですので、採択すべきだと思います。

この学校給食費無償化、憲法でもこの陳情の中にも書いてありますけれども、教育費はそもそも無償だと、そういう中で、今、大変なこの物価高騰の中、非常に家庭が経済的にとても大変だということ。この給食費が無償化になれば、若い世代に選ばれる安心して子育てしやすい水戸市になると。学校給食費の無償化、これは全国的な流れでもあります。

先ほど、お話ししました経済的な問題ということですが、小学生の保護者は一般的に年齢が若くて、中学生の保護者に比べると所得が少ない人もいます。小学校は6年間あるので、一つの家庭で子どもが同時に2人、3人小学校に通っているケースもあります。そうなるとさらに経済的な負担が大きくなっています。そして今、子どもの貧困ということもあります。これは保護者の今の経済状態が大変に厳しいということも

表われていると思います。

教育費の中で負担が大きい給食費、これを無償にすること、子育て支援の対策としてとても大きく、子どもたちの健全な発達に貢献し、少子化、子どもの貧困問題への手厚い支援になると考えます。そして県内でも全国でも学校給食費無償化の流れは加速しているので、ぜひとも子育て支援に力を入れている水戸市は中学校に続いて小学校の学校給食費の無償化についても実現してほしいという賛成の立場から、採択すべきだと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 継続審査と御意見がありました。継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で令和5年陳情第9号についての審査を終了いたします。

次に、(3)の令和5年陳情第12号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたら、発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 本陳情の中でも述べられている部分なんです。水戸市においては、この接種記録におきまして、接種履歴に関しましては電子化、データ化していると。で、30年間保存ということで水戸市は実施しているということでもあります。

また、この接種の証明書に関しましては、接種された皆様に送付しているということでもありまして、水戸市においてはこの30年間保存ということで実施されておりますので、この陳情は採択できないものと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、お諮りをいたします。令和5年陳情第12号を採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして、採決をいたします。

令和5年陳情第12号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情につきまして、採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手なしであります。

よって、令和5年陳情第12号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのおり次の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任をお願いしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和5年陳情第12号の審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願陳情につきましては、当委員会より議長に対しまして、閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承を願います。

以上で請願陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は3件でございますが、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明を願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 それでは、水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することにつきまして、こども政策課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業に係る放課後児童支援員について、国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の要件の特例と同様の措置を講ずるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、放課後児童支援員の要件について、保育士、社会福祉士等の資格を持つ者であって、都道府県知事等の実施する研修を修了したものであるところでございますが、当分の間、保育士等の基礎資格を有していれば、市が定める研修計画において、業務に従事しようとする日から2年以内に研修を修了することを予定しているものでもよいとするものでございます。

支援員の要件を緩和する特例措置を定めることにより、保育士等の基礎資格を持ったものをみなし支援員として新規採用することが可能となり、急な人員不足にも対応が可能となるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としてございます。

2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文として条例第8条3項を、4ページに国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を抜粋して記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、(2)の水戸市女性自立支援施設基準に関することについて、執行部から説明を願います。

大久保参事兼子育て支援課長。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは、水戸市女性自立支援施設基準に関することにつきまして、子育て支援課提出の資料により御説明をさせていただきます。

1番、制定理由でございますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴いまして、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準のほか、必要な事項を定めるため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に2、主な内容の(1)女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準につきまして御説明いたします。

現行の婦人保護施設から女性自立支援施設に名称等が改められることに伴いまして、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、同施設の設備及び運営に関する基準につきまして、資料以下のア及びイの表のとおり定めてまいるのでございます。

初めに、ア、本市独自の基準として定めるものにつきましては、(ア)から(エ)の4項目でございます。基準の内容欄の左側には基準省令が定める基準を、右側には水戸市が定める基準をそれぞれ記載してございます。

(ア)設置者の適格要件につきましては、施設の設置者は暴力団員等でないことを要件とする旨の規定でございます。基準省令には同様の規定はございません。

(イ)非常災害対策につきましては、基準省令の内容に加えまして、次の4項目を規定してまいるのでございます。

①非常災害に関する計画に記載する具体的な事項について規則に委任する内容、②同計画の計画的な見直しに関する規定、③同計画の職員への定期的な周知に関する規定。2ページのほうをお開き願います。④食料品等の備蓄に関する規定となっております。

(ウ)事故発生時の対応につきましては、①入所者の事故発生時における必要な措置等に関する規定、②事故等の記録及び報告に関する規定、③事故による損害賠償に関する規定、以上を定めるものでございます。こちらにつきましても、基準省令には同様の規定はございません。

(エ)建築物等の法令適合につきましては、基準省令に加えまして、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令及び条例への適合に関する規定となっております。

次にイ、基準省令に従い定めるもの、基準省令を標準として定めるもの及び基準省令を参酌して定めるものにつきましては、2ページから3ページの表に記載をしてございます。全23項目の基準がございまして、これらにつきましては、いずれも基準省令の規定のとおり定めてまいるのでございます。

次に、(2)水戸市婦人保護施設基準条例の廃止につきましては、付則の第2項で規定してまいるのでございますが、同施設の廃止に伴いまして、現行の施設基準等を定める条例を廃止していくものでございます。

次に、(3)水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正につきましては、同じく付則の第3項で規定してまいるのでございますが、これまでの説明と同様に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、資料の11ページ、新旧対照表のほうをお開き願います。

11ページに新旧対照表の中、同条例第34条中の文言の改正でございまして、現行の「婦人相談所」を改正案のとおり「女性相談支援センター」に改めるものでございます。

恐れ入ります、資料の3ページのほうにお戻りをいただきまして、3の施行期日でございます。

こちらにつきましても、関係法令の施行と合わせまして、令和6年4月1日としていくものでございます。

参考といたしまして、5ページから10ページにかけましては水戸市女性自立支援施設基準条例の全文を、13ページ、14ページには関係法令の参照条文を添付してございます。後ほどお目通しをいただきます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、(3)の水戸市国民健康保険税に関することについて、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○**関根国保年金課長** それでは、水戸市国民健康保険税に関することにつきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法及び地方税法施行令等が改正されたことに伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額等についての規定を設けるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の出産被保険者に係る国民健康保険税の減額といたしましては、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に、出産する予定の被保険者または出産した被保険者がある場合は、出産予定日または出産日の属する月の前月から、多胎妊娠の場合は3月前の月から出産予定等月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでございます。

参考といたしまして、下段に出産被保険者に係る国民健康保険税の減額措置について、図を記載しております。出産予定日または出産日の属する月を出産予定等月として、上段中ほどの米印で示しております。

この出産予定等月の前後の月を含め、太枠で囲われ矢印で示される部分、期間分が減額措置の対象となり、単胎妊娠であれば4月相当分、多胎妊娠であれば6月相当分を減額するものでございます。

次に、(2)の出産被保険者に係る届出といたしまして、納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合は、原則として届書を提出しなければならないとするものでございます。

3の施行期日でございますが、令和6年1月1日でございます。

2ページからは新旧対照表を、6ページからは参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**後藤委員長** 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願います。

鬼澤委員。

○**鬼澤委員** 御説明ありがとうございます。

その他ということで、ちょっと私のほうから1点、インフルエンザがまた非常に流行しているという話を聞いております。学校関係でも子どもたちがインフルエンザと疑わしき症状になった場合に、お医者さんのほうにかかっているわけですが、ちょっと聞いたところによると、やはり検査キットが足りていないというような状況を耳にしているものですから、そのあたりの情報をもしお持ちでしたらば教えていただきたいなと思います。

○**後藤委員長** 大図課長。

○**大図保健予防課長** ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

インフルエンザの抗インフルエンザウイルス薬等のこの検査キットにつきましては、前回の委員会の中でも御説明させていただいたかと思うんですけども、全国的にやはり不足というよりも、一部のところに

あったりとか、一部のメーカーに偏ったりというところで、国のほうから通知のほうを出していただいております、なるべくたくさん独占しないようにしてくださいとか、あとメーカーがたくさんありますので、いろんなメーカーを使うようにしてください等で、いろんな医療機関のほうで安定的に供給できる体制について医療機関側のほうにも国のほうで協力を求めているというところでございます。

実際にまだ保健所のほうに足りないよという声が来ているかという、そういう声は実はなくて、医師会さんともちょっとお話をさせていただいておりますが、まだ直接保健所にどうかしてくださいとか、そういうお声はこちらには来ていないというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ありがとうございます。

ただ、耳に入ってきたところでは、何かもう医療現場のほうでちょっと足りなくてみたいなお話をされているところもあるようにはお聞きしていたので、そのあたりちょっと医師会さんのほうと十分情報共有をさせていただいて、仮に足りないというような状況があったとしても、お医者さん方はプロですから、それがインフルエンザなのかどうかというのは、検査キットを使わないでも多分これはインフルエンザですねというふうにおっしゃられるお医者さんもたくさんいらっしゃると思うので、そうすればある程度の処方せんを出していただくということは可能だと思いますので、そのあたりも含めて、もしキット等が足りない状況があるのであれば柔軟な対応をとということで、ぜひ医師会さんのほうと共通理解を図って、子どもたちあるいは大人もそうですけれども、インフルエンザ対応をしていただけたらと思いますので、これは要望です。よろしくをお願いします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時22分 散会